

町田市専修学校等在学心身障がい者奨学金支給条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年(2016 年)2 月 25 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市専修学校等在学心身障がい者奨学金支給条例を廃止する条例

町田市専修学校等在学心身障がい者奨学金支給条例（昭和46年6月町田市条例第19号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の町田市専修学校等在学心身障がい者奨学金支給条例第4条の規定により現に奨学金の受給資格の認定を受けている者における同条例第5条に規定する支給期間の残存期間に係る当該奨学金の支給については、なお従前の例による。